

【 5 】 語句解説

アルファベット

・CAP

Child Assault Preventionの略で、子どもへの暴力防止を指す。子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心と体を守る暴力防止のための予防教育プログラム。

・DV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことで、力によって相手を支配し従属的な状況に追い込む行為。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、避妊に協力しない、性的行為を強要する性的暴力などがある。

あ行

・アウトリーチ

医療や福祉の分野で潜在的なニーズや問題等を早期に発見し、必要なサービスや支援につなげるため、支援が必要な人に対して支援者から積極的に訪問して支援を提供すること。

・医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童のこと。

か行

・外国にルーツを持つ子ども

国籍にかかわらず、保護者の両方またはどちらかが外国出身者である子どもや、海外生まれ・海外育ちなどで日本語が第一言語ではない子どものこと。

・キャリア教育

望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

・ケアリーバー

児童養護施設や里親などによる養育(ケア)から離れた子ども・若者、社会的養護経験者のこと。

・ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

・こども家庭センター

児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施する機関のこと。

・子ども家庭支援センター

児童虐待の予防や早期発見、子育て相談など、子どもと家庭を総合的に支援する施設のこと。

・コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校をいい、学校と地域住民などが力を合わせ、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組みのこと。

・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

コミュニティソーシャルワークを実践する専門職のこと。具体的な取り組みとして、地域の課題解決に向けて、住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、団体等が行う地域活動への支援(地域支援)と、対象者を限定せずに区民からの総合的な福祉相談に対して、住民や支援機関等と連携して行う支援(個別支援)などがある。

・コミュニティソーシャルワーク

イギリスで生まれたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・相談支援の進め方のこと。支援を必要とする人々の生活環境に目を向けて援助を行うとともに、地域による支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たな資源の開発や、公的制度との関係調整を目指すもの。

さ行

・里親

親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。

・自己肯定感

「自分は生きる価値がある、誰かに必要とされている」と自らの価値や存在意義を肯定できる感情のこと。

・自己有用感

他者や集団との関係の中で、「役に立てて良かった」「必要とされていると感じた」等、自分の存在を価値のあるものとして受け止める感覚。

・社会的養育

保護者の元で暮らすことができない児童を、公的責任で保護し、社会が代わって養育する仕組みのこと。

・スクールカウンセラー

臨床心理士などの専門家のこと。いじめや不登校、問題行動、児童虐待等の相談、改善、解決を図ることを目的とし、区内の全幼稚園・小中学校に派遣している。

・スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒をとりまく環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みを抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。

・スクールロイヤー

子ども間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題に対して、法律に基づいた助言や指導を行う弁護士などのこと。

・性自認

自分の性別をどのように認識しているかを指し、一般的に「心の性」といわれる。

・性的指向

恋愛感情や性的関心がどのような対象に向いているか、向いていないかを指している。性的指向が異性に向いている異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向いている同性愛（ホモセクシュアル）、女性と男性の両方に向く両性愛（バイセクシュアル）などがある。

た行

・地域型保育事業所

認可の保育施設。認可保育所より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する施設。

・デートDV

交際相手間の暴力のこと。暴力による支配と恋愛感情を混同しやすく、親密な関係になるにつれて、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が起こりやすい。

・特別支援教育

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培う教育。また、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

は行

・発達障害

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

・ひきこもり

「ひきこもり状態にある人」とは、仕事や学校等に行くことができず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどすることができず、次のいずれかに該当する人のことをいう(ただし、加齢による寝たきり、重度の身体や内臓の障害・疾患により外出が困難な人は除く)。

①自宅や自室に閉じこもっている状態の人

②時々買い物などで外出することがある人

・プレーパーク

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした屋外のあそび場のこと。

・保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員のこと。

・フォスタリング機関

フォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。

なお、フォスタリング業務とは以下の業務をさす。

①里親のリクルート及びアセスメント

②登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修

③子どもと里親家庭のマッチング

④里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)

ま行

・マイほいくえん

保育園を身近な子育ての拠点として登録し、育児相談や保育園イベントへの参加ができる事業

・マルチメディアデ이지ー

視覚に障害のある人や加齢などにより文字が見えにくい人、発達障害のある人など活字による読書が困難な人に対し、文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。DAISYとはDigital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」を指す。

や行

・要支援家庭

子育ての不安・問題を解消し、虐待を予防・防止するために地域全体で保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭のこと。

・要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童(児童福祉法第6条の3第8項)のこと。

・ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと(概ね30歳未満の者。状況に応じ40歳未満を含む)。

わ行**・ワーク・ライフ・バランス**

誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。これは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会をつくる基盤として重要とされている。

【 6 】 関連法令

1

豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年3月29日条例第29号）

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです
あなたのことは、あなたが選んで決めることができます
失敗しても、やり直せます
困ったことがあったら、助けを求めているのです
あなたは、ひとりではありません
私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます
あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう
あなたという人は、世界でただ一人しかいません
大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけではなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくることが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つことが必要です。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に通じる理念にほかならないのです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 子どもにかかわる施設 豊島区（以下「区」といいます。）の区域内（以下「区内」といいます。）にある児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。

(4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいいます。

(5) 区民等 区民及び区内に滞在する者（通過する者を含みます。）をいいます。

(6) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。（責務）

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

2 保護者は、子どもの育成について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。

3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等（以下「施設関係者」といいます。）は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。

4 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

せん。

- 5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

- 第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。
- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、とし子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

第3章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利)

- 第5条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

(安心して生きること)

- 第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。
- (2) 差別や偏見を受けないこと。
- (3) 心身を傷つけられないこと。
- (4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重されること)

- 第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
- (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
- (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決めること)

- 第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

- 第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。

- (3) 仲間をつくり、集まること。

- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

- 第10条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。
- (2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。
- (4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。

(社会の中で育つこと)

- 第11条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確実なものにすること。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。

(支援を求めること)

- 第12条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

第4章 子どもの権利の保障

第1節 区による保障

(区による保障)

- 第13条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。

(環境の整備等)

- 第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となれるような機会
- (6) 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備等)

- 第15条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制

- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制
- (5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

第2節 家庭における保障

(家庭における保障)

- 第16条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心とした子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。
- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
 - 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
 - 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
 - 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
 - 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

第3節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設における保障)

- 第17条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。
- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
 - 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
 - 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
 - 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
 - 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
 - 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。

第4節 地域における保障

(地域における保障)

- 第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。
- 2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。

- 3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。
- 4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。
- 5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。
- 6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。
- 7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

- 第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

- 第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。
- 2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるよう様々な方法を講じなければなりません。
 - 3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。
 - 4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。
- (子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

- 第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。

- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(豊島区子どもの権利擁護委員の設置)

- 第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。
- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者(ただし、規則で定める者を除きます。)から、区長が委嘱します。
 - 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができ

ます。

- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合又は規則に定める事由に該当する場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をしなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（擁護委員の職務）

第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。
- (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。

（是正要請の尊重）

第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

（是正要請及び報告の公表）

第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表することができます。

（救済及び回復のための連携）

第26条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及び回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関等との連携に努めなければなりません。

（活動状況等の報告及び公表）

第27条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

（庶務）

第28条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第7章 子どもの権利に関する施策の推進

（施策の推進）

第29条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。

（推進計画の策定）

第30条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保

(5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発

(6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障

(7) 児童虐待についての理解の普及及び防止

(8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備

(9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

（豊島区子どもの権利委員会の設置）

第31条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織します。

3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。

4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。

5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（権利委員会の職務）

第32条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

(1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。

(2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

（答申及び提言の尊重）

第33条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

（会長及び副会長）

第34条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。

3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

（招集等）

第35条 権利委員会は、会長が招集します。

2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

（庶務）

第36条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第8章 雑則

（委任）

第37条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第6章及び第31条から第36条までの規定は、規

則で定める日から施行します。

(平成21年規則第69号で、第6章の規定は、平成22年1月1日から施行)

(平成29年規則第67号で、第31条から第36条までの規定は、平成30年1月1日から施行)

2

豊島区いじめ防止対策推進条例 (平成26年10月27日条例第33号)

(前文)

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、ときには、生命や身体に危険を生じさせるおそれのある深刻な問題です。

学校及び学校の教職員は「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童・生徒に徹底させるとともに、人と人との心が触れ合う豊かな体験を通じて、児童・生徒一人一人の心を耕すなど、いじめを予防する指導の充実を図ることが必要です。また、教職員の言動が児童・生徒に大きな影響力をもつことを自覚し、児童・生徒との信頼関係の構築に努めなければなりません。

いじめを根絶するためには、すべての児童・生徒、すべての豊島区民が「いじめは、しない、させない、許さない」という強い決意をもつ必要があります。よって、ここに、いじめ根絶に向けた基本理念を明らかにし、いじめ根絶のための施策を、豊島区子どもの権利に関する条例の趣旨を踏まえ、総合的かつ効果的に推進するために、この条例を制定します。

(令元条例18・一部改正)

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策について、基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)及び区立学校等の責務を明らかにするとともに、区の対策を推進するための組織の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(令元条例18・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいい、いじめの起こった場所は、学校の内外を問わないものとする。

2 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

3 この条例において「区立学校」とは、前項に規定する学校であって、区が設置するものをいう。

4 この条例において「児童・生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。

6 この条例において「関係機関等」とは、警察、児童

相談所その他いじめの防止等に関する機関等をいう。

7 この条例において「区民」とは、区内に在住又は在勤する者をいう。

(令元条例18・一部改正)

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす人権侵害であることに鑑み、すべての児童・生徒が生命を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように取り組まなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童・生徒の生命及び心身を保護し、児童・生徒をいじめから守り通すとともに、児童・生徒のいじめに関する理解を深め、児童・生徒がいじめを知りながら見過ごすことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように行われなければならない。

3 区立学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の機関全体で組織的に取り組まなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校はもとより、区、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(令元条例18・一部改正)

(区の責務)

第4条 区は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果

的に推進しなければならない。

（区立学校及び区立学校の教職員の責務）

第5条 区立学校及び区立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、教育委員会の機関全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むものとする。

2 区立学校及び区立学校の教職員は、当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童・生徒を徹底して守り通し、当該児童・生徒の保護者を支援するとともに、いじめを行っていると思われる児童・生徒及びその保護者に対して指導・助言を行うなど、適切かつ迅速に対処しなければならない。

（令元条例18・全改）

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童・生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童・生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（区民及び関係機関等の役割）

第7条 区民及び関係機関等は、基本理念にのっとり、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 区民及び関係機関等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、区、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第8条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（豊島区いじめ防止対策推進基本方針）

第9条 区は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、豊島区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）に、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方やインターネット上のいじめの防止等のための対策を定めるものとする。

（学校いじめ防止対策推進基本方針）

第10条 区立学校は、基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（令元条例18・一部改正）

（豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会）

第11条 教育委員会は、基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）

を置く。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるものとする。

3 対策委員会は、基本方針に対する評価を行うとともに、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 小・中学校長代表

(3) 保護者代表

(4) 区民

(5) 豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年豊島区条例第29号）第22条第1項に規定する豊島区子どもの権利擁護委員

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 対策委員会の庶務は、教育部において処理する。

7 前3項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平27条例27・令元条例18・一部改正）

（関係機関等との連携等）

第12条 区は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 関係機関等は、いじめを発見したときは、速やかに事実確認を行い、当該児童・生徒の在籍する学校と情報を共有するとともに、連携していじめの解消に努めるものとする。

（令元条例18・一部改正）

（区立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第13条 区立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理又は福祉等に関する専門職その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（令元条例18・一部改正）

（重大事態への対処）

第14条 教育委員会は、区立学校と一元的な方針の下、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に迅速かつ適切に対処できるよう、教育長を本部長とする豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部を置くものとする。

（令元条例18・一部改正）

（豊島区教育委員会いじめ調査委員会）

第15条 教育委員会は、重大事態について、事実関係を明確にするための調査（以下「法第28条調査」という。）を行うため、教育委員会の附属機関として、豊島区教育委員会いじめ調査委員会（以下「調査

委員会」という。)を置く。

- 2 区立学校は、重大事態が発生した場合には、調査委員会及び教育委員会を通じて、区長に報告しなければならない。
- 3 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以上をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。
- 6 前項の規定によるもののほか、公平な調査等を行うことができないおそれがある委員があるときは、調査委員会の決定を経て当該委員を除斥することができる。
- 7 委員は、公平な調査を行うことができない相当な理由があるときは、調査委員会の決定を経て、自ら調査等を回避することができる。
- 8 調査委員会の庶務は、教育部において処理する。
- 9 第3項から前項までに定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(令元条例18・追加)

(豊島区いじめ特別調査委員会)

- 第16条 区長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区いじめ特別調査委員会(以下「特別調査委員会」という。)を置くことができる。
- 2 特別調査委員会は、区長の諮問に応じ、法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下「再調査」という。)を行う。
 - 3 区立学校、区その他関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
 - 4 特別調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等であって、第1項の報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のもののうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員10人以上をもって組織する。
 - 5 委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
 - 6 特別調査委員会を設置したときは、区長は、これを豊島区議会に報告する。
 - 7 特別調査委員会の庶務は、子ども家庭部において処理する。
 - 8 第4項、第5項及び前項に定めるもののほか、特別調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

(令元条例18・追加)

(個人情報の取扱い)

- 第17条 区は、この条例の施行に当たって、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとし、

当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

- 2 対策委員会、調査委員会又は特別調査委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(令元条例18・追加)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長又は教育委員会が定める。

(令元条例18・旧第15条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊島区条例第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年3月20日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月30日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に設置されている豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会の委員として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例の施行の日に、この条例による改正後の豊島区いじめ防止対策推進条例第11条第4項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。これらの委員の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年豊島区条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略